新旧対照表

○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例等について

(平成25年3月29日高施第336号神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部高齢施設課長・介護保険課長通知)

新 第1 (略) 第2 人員に関する基準 1~7 (略) 8 用語の定義 (1)~(4) (略) (5) 「前年度の平均値」

ア 条例第3条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とします。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとします。

イ (略)

- 第3 施設及び設備に関する基準
 - 1 (略)
 - 2 施設の基準
 - (1) 施設の基準

ア (略)

イ 各施設については、同条第2項に定める者のほか、次の点 に留意します。

(ア) 談話室

a (略)

b 談話室の面積は、0.5平方メートルに入所定員を乗じて 得た面積以上の面積とすることが望ましい。

(イ) (略)

(ウ) レクリエーション・ルーム

レクリエーション・ルームの面積は、0.5平方メートルに 入所定員を乗じて得た面積以上の面積とすること<u>が望まし</u>

1,

第1 (略)

第2 人員に関する基準

 $1 \sim 7$ (略)

- 8 用語の定義
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 「前年度の平均値」

ア 第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度 (毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とす る。以下同じ。)の入所者延数を当該前年度の日数で除して得 た数とします。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切 り上げるものとします。

イ (略)

- 第3 施設及び設備に関する基準
 - 1 (略)
 - 2 施設の基準
 - (1) 施設の基準

ア (略)

イ 各施設については、同条第2項に定める者のほか、次の点に留意します。

(ア) 談話室

a (略)

b 談話室の面積は、0.5平方メートルに入所定員を乗じて 得た面積以上の面積とすること。

(イ) (略)

(ウ) レクリエーション・ルーム

レクリエーション・ルームの面積は、0.5平方メートルに 入所定員を乗じて得た面積以上の面積とすること。

(エ) (略)

新 IΒ (略) (才) 調理室 (工) (才) 調理室 a (略) a (略) b 調理室の面積は、1平方メートルに入所定員を乗じて b 調理室の面積は、1平方メートルに入所定員を乗じて 得た面積以上の面積とすること。 得た面積以上の面積とすることが望ましい。 (カ) ~ (キ) (略) (カ) ~ (キ) ウ~エ (略) (略) ウ~エ (略) (2) (略) (2) (略) $3 \sim 4$ (略) $3 \sim 4$ (略) 第4 運営に関する基準 第4 運営に関する基準 $1 \sim 7$ (略) $1 \sim 7$ (略) 8 利用料等の受領 8 利用料等の受領 (1) 条例第13条第1項は、法定代理受領サービスとして提供される介 (1)条例第13条第1項は、法定代理受領サービスとして提供される介護 護保健施設サービスについての入所者負担として、法第48条第2項に規 保健施設サービスについての入所者負担として、法第48条第2項に規定 定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用(食事の提供に要 する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用(食事の提供に要す する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生 る費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労 労働省令で定める費用を除いて算定。)の額の1割、2割又は3割(法 働省令で定める費用を除いて算定。)の額の1割(法第50条又は第69条 の規定の適用により保険給付の率が9割でない場合については、それに 第50条又は第69条の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7 割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければな 応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです。 らないことを規定したものです。 (略) $(2) \sim (4)$ $(2) \sim (4)$ (略) $9 \sim 32$ (略) $9 \sim 32$ (略) 第5 (略)

第5 (略)